

特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準

袖ヶ浦市福祉部介護保険課

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域（以下「実施地域」という。）において、「サービス種別ごとの事業所数」が、当該判定期間の初日現在で、5事業所未満である場合又は袖ヶ浦市内に1事業所である場合

※「サービス種別ごとの事業所数」

判定期間の初日現在で、最新の「千葉県介護サービス情報公表システム」に掲載されている事業所数とする。

- 2 判定期間の1か月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 3 判定期間の1か月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が1か月当たり平均10件以下の場合
- 4 その他正当な理由と市が認めた場合

(1)「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」として、以下のいずれかに該当する場合

- ①当該事業について、「紹介率最高法人」がISOの認証（ISO9001）を取得している場合

※「紹介率最高法人」：居宅介護支援事業所において、各判定期間（前期：3月1日～8月末日、後期：9月1日～2月末日）に作成した居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のサービス種別ごとに、当該サービスが位置付けられた居宅サービス計画の数を介護サービス事業者（法人）別に算出し、最もその件数の多い法人を「紹介率最高法人」という。（以下同じ。）

- ②当該事業について、「紹介率最高法人」が、福祉サービス第三者評価の標準項目において、項目別評価コメントにおける実施・未実施項目の数で、実施が90%以上（端数処理については、小数点以下第2位を四捨五入とする。）であり、かつ市の公表に同意する場合

なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限より前3年度分までのものとする。

- ③当該事業について、「紹介率最高法人」が、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業を併せて実施している通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所であり、事業所評価加算を算定している場合

- (2) 居宅サービス計画作成時点で、次の①から③に記載の内容のいずれかに該当する居宅サービス計画を除いて再計算した結果、当該事業について、「紹介率最高法人」の計画数が80%以下になる場合又は各サービス1か月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下になる場合

①訪問介護サービス

- ア 通院等乗降介助サービスを行っている事業所が、実施地域に5事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置付けている居宅サービス計画
- イ 夜間、早朝又は休日営業のサービスを行っている事業所が、実施地域に5事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置付けている居宅サービス計画
- ウ 特定事業所加算を算定している事業所が、実施地域に5事業所未満である場合に、要介護度4以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を対象として、当該事業所を位置付けている居宅サービス計画

②通所介護又は地域密着型通所介護サービス

- 時間延長又は休日営業のサービスを行っている事業所が、実施地域に5事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置付けている居宅サービス計画

③サービス事業種別共通

- ア 利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている居宅サービス計画
- イ 居宅介護支援事業所が、市や地域包括支援センターからの紹介を受けた、支援が困難な者（平成12年3月31日以前からの利用者を含む。）が対象である居宅サービス計画